



Q

私は、鳥取県内の会社でアルバイトをしています。鳥取県最低賃金はここ数年間で大きく引き上げられたと聞きましたが、最低賃金

トをしています。鳥取県最低賃金はここ数年間で大きく引き上げられたと聞きましたが、最低賃金

A

は、誰が、どのように決めているのでしょうか？
労働者の賃金は労働者の間で話し合

って決めるものですが、法に基づき国が賃金額の最低限度を定めています。これを「最低賃金」といいます。

仮に、最低賃金より低い賃金を労使で合意していたとしても、その合意

鳥取県最低賃金はどのように決まるか

は無効となり、使用者は、最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。
「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。その後、答申に対する異議申し出に関する手続きを経て、鳥取労働局長が決定し、官報公示によりその効力が発生します。

最低賃金には、産業や職種にかかわらず、各都道府県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に対して適用される「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。その後、答申に対する異議申し出に関する手続きを経て、鳥取労働局長が決定し、官報公示によりその効力が発生します。

「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。その後、答申に対する異議申し出に関する手続きを経て、鳥取労働局長が決定し、官報公示によりその効力が発生します。

鳥取労働局労働基準部賃金室

電話0857(29)1705